

「仙山交流」シンボルマーク使用管理要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、『「仙山交流」シンボルマーク』（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(シンボルマーク等)

第2条 シンボルマークの管理・取扱いは、村山総合支庁総務課連携支援室（以下「連携支援室」という。）において行う。

- 2 シンボルマークは、連携支援室で保管するデータを必要に応じて拡大、又は縮小して使用するものとする。
- 3 シンボルマークは、無断で加工・修正することは認めない。加工・修正を行う場合は、あらかじめ連携支援室と協議を行わなければならない。

(シンボルマークの使用内容)

第3条 シンボルマークは、仙山交流を促進するための広報活動のために作成する印刷物、Webコンテンツ等、県の承認を受けたものに使用することができる。

(シンボルマークの使用料)

第4条 シンボルマークの使用料については、無料とする。

(シンボルマークの使用申請等)

第5条 シンボルマークを使用する場合は、次に掲げる手続きを行うものとする。

- (1) 使用希望者は、様式1『「仙山交流」シンボルマーク使用承認（変更）申請書』（以下「申請書」という。）を連携支援室に提出すること。
- (2) シンボルマーク使用の現物または使用イメージのわかる資料（写真、仕様書、図面等）1点を「申請書」に添付すること。この場合、提出された現物または資料は返却しないものとする。
- (3) 県は、「申請書」の内容を審査のうえ、承認するものについては、様式2『「仙山交流」シンボルマーク使用（変更）承認書』及びシンボルマークの電子データを電子メールにて提供する。

(使用条件)

第6条 シンボルマークの使用にあたっては、次の条件を遵守し、適正に使用すること。

- (1) 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行うこと。
- (2) 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと。
- (3) 提出された現物や写真について、山形県における仙山交流PRのため、山形県のホームページや広報物に掲載することについて承認すること。

(使用を認めない場合)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、シンボルマークの使用を認めない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用される恐れがある場合。
- (2) 法令又は公序良俗に反する恐れがある場合。
- (3) 商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用される恐れがある場合。
- (4) 自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用される恐れがある場合。
- (5) その他承認することが不相当と県が認める場合。

(使途状況等の報告)

第8条 県は、シンボルマークの使用の適正化を図るため、使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができる。

(使用承認の取消し)

第9条 県は、第5条の使用申請により承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合、使用承認を取り消すものとする。

- (1) シンボルマークの使用が開始された後において、第6条の使用条件に違反した場合又は第7条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 正当な理由がなく、前条の報告の求めに応じなかったとき。
- (3) その他「仙山交流」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 前項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者が損失を受けることがあっても、県はその責を負わない。

(事故、苦情等の処理)

第10条 シンボルマークの使用に関する事故、苦情等（以下「事故等」という。）については、シンボルマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等については、県は、その責を負わない。

(シンボルマークに関わる権利)

第11条 シンボルマークに関する一切の権利は、県に帰属する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。